

## 認定委員会内規

(目 的)

第1条 本内規は、定款施行細則第23条及び専門医制度に関する規則、認定臨床医制度に関する規則、研修施設認定に関する内規に基づき、本委員会の運営に関する細目について定めるものである。

(業 務)

第2条 本委員会は、本医学会における資格制度の公正かつ円滑な運営をはかるため、次の業務を行う。

- (1) 専門医・認定臨床医及び指導医の資格認定に関すること
- (2) 専門医・認定臨床医及び指導医の資格更新に関すること
- (3) 生涯教育研修単位の付与に関すること
- (4) 専門医制度に関すること
- (5) 研修施設認定に関すること
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(運 営)

第3条 委員の委嘱、任期、交替、委員長を選任は、定款施行細則第7章に基づき行う。

- 2 本委員会の開催は、担当理事または委員長の請求によって開催する。
- 3 本委員会の定足数は、委員長も含めた委員現在数の過半数とする。
- 4 本委員会の議長は、担当理事または委員長とする。いずれも不在の場合には担当理事が指名した委員とする。
- 5 議題の提出は、委員長、委員の提案に基づき、担当理事が行うものとする。
- 6 議事は、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは担当理事の決すところによる
- 7 担当理事は委員会活動の方針決定に責任を持ち、委員長は資料の準備、報告書の作成をはじめとする実務を担当する。
- 8 理事長が必要と認めた場合、委員会の推薦に基づき特別委員を委嘱することができる。特別委員の業務および任期は、別に定める。

(プロジェクト委員会)

第4条 プロジェクト委員会の設置は、理事会の承認を得ることとする。

(委員会報告)

第5条 委員会の報告は、本委員会の委員、全役員（理事及び監事）及び各種委員会の委員長に行うものとする。

(改廃)

第6条 本内規の改廃は、委員会での討議を経たのち理事会の承認を得るものとする。

(その他)

第6条 本内規に定めるほか、委員会の運用に必要な事項は申し合わせで定める。

附則

本内規は、平成25年3月23日より施行する。

本内規は、平成30年1月27日より施行する。